

## 補訂版はしがき

債権譲渡登記制度については平成10年、動産譲渡登記制度については平成17年に運用が開始され、徐々にではありますが、着実に実務に浸透していることを日々の業務を通して感じております。

本書初版発刊から早1年半が経過いたしました。動産・債権譲渡登記の実務書として一定の評価をいただきましたことは、著者の1人として大変嬉しく思っています。

そのような中で、平成23年2月14日から「動産・債権譲渡登記令第7条第3項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式に関する件」(平成23年1月31日法務省告示第40号)が、平成23年4月1日から「登記手数料令等の一部を改正する政令」(平成23年3月16日政令第20号)が施行されました。この2つの改正は、動産・債権譲渡登記の実務に与える影響は小さくありません。

そこで、本書についても実務書の役割を果すべく所要の修正をすべきであろうということになりました。本来であれば、本書刊行から一定の進展が見られる「第3編 ABLの実務」や法制審議会から中間論点整理が公表されている「第4編 民法改正と債権譲渡」についても言及すべきところではありますが、今般は2つの改正に関する修正と統計データの刷新、字句の調整にとどめ、その他の部分の改訂については別の機会とすることといたしました。

本書補訂版については、本書初版の執筆者である当時の「企業法務推進対策部・企業法務ワーキングチームチーム」の皆様のご了解を得て、私、鈴木が所属する司法書士法人鈴木事務所の新坂貴典司法書士と中村圭吾司法書士の協力のもと、作業を行いました。

最後になりましたが、本書補訂版の企画、編集、校正においてお力添えいただきました一般社団法人金融財政事情研究会の徳升勝彦氏、茂原崇氏、稲葉智洋氏にはこの場を借りて御礼申し上げます。

平成23年8月

鈴木 龍介